

新旧対照表

新	旧
高知県森林資源循環利用促進事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 17 条 「略」 附 則 1 ～ 2 「略」 附 則 <u>この要綱は、令和 6 年 11 月 7 日から施行する。ただし、同日前に申請済みの令和 6 年度事業については、なお従前の例による。</u> 別表第 1 （第 2 条、第 4 － 9 条、第 11－14 条関係） 「略」 別表第 2 （第 2 条、第 6 － 7 条、第 10 条関係） 「略」 別表第 3 （第 3 条、第 8 条関係） 「略」	高知県森林資源循環利用促進事業費補助金交付要綱 第 1 条～第 17 条 「略」 附 則 1 ～ 2 「略」 別表第 1 （第 2 条、第 4 － 9 条、第 11－14 条関係） 「略」 別表第 2 （第 2 条、第 6 － 7 条、第 10 条関係） 「略」 別表第 3 （第 3 条、第 8 条関係） 「略」

新旧対照表

新	旧
---	---

別表第4（第3条―第8条関係）

事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件
再造林等 支援事業	造林事業及び木材	ア 人工造	補助率は、知事が別に定める標準経費の86(90)パーセントから高	以下のすべてを満たす
	安定供給推進事業	林	知県造林事業費補助金及び高知県木材安定供給推進事業費補助金の	こと
	で採択された人工	イ 付帯施	補助金額を差し引いた額以内とする。	(1)造林事業及び木材
	造林及び付帯施設	設等整	<u>なお、</u> 造林事業にあつては補助率が36パーセントの場合は標準経	安定供給推進事業で
	等整備（鳥獣害防止	備	費の18(22)パーセント以内とし、耕作放棄地への人工造林にあつて	の採択を受けた者。
	施設等整備）に要す		は、標準経費の50(54)パーセント以内とする。	(2)低密度植栽である
	る経費。		<u>また、</u> 人工造林にコンテナ苗を使用する場合は86(90)、18(22)及	こと。
			び50(54)パーセントを91(95)、23(27)及び55(59)パーセントに読み	(3)木材安定供給推進
			替える。	事業においては補助
			上記の括弧内の数字は、林業適地、 <u>特定機能回復事業又は保安林の</u>	率が3分の2で採択
			<u>一部条件</u> において実施した場合に適用する。	されたもの。
			<u>なお、適用する補助率の詳細は、下表のとおりとする。</u>	(4)林業適地以外で人
			「削除」	工造林を行う場合
				は、広葉樹の <u>植栽本</u>
				<u>数</u> を半数以上 <u>と</u> する
				こと。
	造林事業及び木材	下刈り		<u>(1)3回までの下刈り</u>
	安定供給推進事業			<u>であること。</u>
	で採択された下刈			<u>(2)低密度植栽である</u>
	りに要する経費。			<u>こと。</u>

別表第4（第3条―第8条関係）

事業区分	補助対象経費	工種	補助率	補助の条件
再造林等 支援事業	造林事業及び木材	ア 人工造林	補助率は、知事が別に定める標準経費の86(90)パーセントから高	以下のすべてを満たす
	安定供給推進事業	イ 付帯施設	知県造林事業費補助金及び高知県木材安定供給推進事業費補助金の	こと
	で採択された人工	等整備	補助金額を差し引いた額以内とする。	(1)造林事業及び木材
	造林及び付帯施設		<u>ただし、</u> 造林事業にあつては補助率が36パーセントの場合は標準	安定供給推進事業で
	等整備（鳥獣害防止		経費の18(22)パーセント以内とし、耕作放棄地への人工造林にあつ	の採択を受けた者。
	施設等整備）に要す		ては、標準経費の50(54)パーセント以内とする。	(2)低密度植栽である
	る経費。		<u>なお、</u> 人工造林にコンテナ苗を使用する場合は86(90)、18(22)及	こと。
			び50(54)パーセントを91(95)、23(27)及び55(59)パーセントに読み	(3)木材安定供給推進
			替える。	事業においては補助
			上記の括弧内の数字は、林業適地又は <u>特定機能回復事業（特定森林</u>	率が3分の2で採択
			<u>再生事業）</u> において実施した場合に適用する。	されたもの。
			<u>また、令和5年度に契約した人工造林又は付帯施設については、補</u>	(4)林業適地以外で人
			<u>助の条件（1）を満たすことで、補助率は、知事が別に定める標準経</u>	工造林を行う場合
			<u>費の90(94)パーセントから高知県造林事業費補助金及び高知県木材</u>	は、広葉樹を半数以
			<u>安定供給推進事業費補助金の補助金額を差し引いた額以内とする。</u>	上植栽すること。
			<u>なお、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は90(94)を95(99)パ</u>	
			<u>ーセントに読み替える。ただし、造林事業にあつては補助率が68(72)</u>	
			<u>パーセントの場合に適用し、それ以外の率にあつては標準経費の22</u>	
			<u>パーセント以内とする。なお、人工造林にコンテナ苗を使用する場合</u>	<u>(5)3回までの下刈り</u>
	造林事業及び木材	下刈り	<u>は22を27パーセントに読み替える。耕作放棄地への人工造林にあつ</u>	<u>であること。</u>
	安定供給推進事業		<u>ては、補助率が36パーセントの場合に適用し、標準経費の54パーセ</u>	
	で採択された下刈		<u>ント以内とする。なお、人工造林にコンテナ苗を使用する場合は、54</u>	
	りに要する経費。		<u>を59パーセントに読み替える。上記の括弧内の数字は、造林事業に</u>	
			<u>おいて査定係数180で採択した場合に適用する。</u>	

新旧対照表

新	旧
---	---

工種	細目	区分	植栽密度（本/ha）	造林補助事業		再造林等事業（国庫交付補助費）		造林補助費	
				事業区分	補助率	事業区分	補助率	事業区分	補助率
人工造林 及び 付帯施設等整備	普通苗	低密度植栽	1,000本以下	普通苗	100%	普通苗	100%	普通苗	100%
			2,000本以下	普通苗	100%	普通苗	100%	普通苗	100%
		標準密度	2,000本以下	普通苗	100%	普通苗	100%	普通苗	100%
			2,000本以下	普通苗	100%	普通苗	100%	普通苗	100%
		標準密度	2,000本以下	普通苗	100%	普通苗	100%	普通苗	100%
			2,000本以下	普通苗	100%	普通苗	100%	普通苗	100%
	コンテナ苗	低密度植栽	1,000本以下	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%
			2,000本以下	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%
		標準密度	2,000本以下	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%
			2,000本以下	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%
		標準密度	2,000本以下	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%
			2,000本以下	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%	コンテナ苗	100%
下刈り	10年未満の苗木	低密度植栽	1,000本以下	下刈り	100%	下刈り	100%	下刈り	100%
			2,000本以下	下刈り	100%	下刈り	100%	下刈り	100%
	標準密度	2,000本以下	下刈り	100%	下刈り	100%	下刈り	100%	
		2,000本以下	下刈り	100%	下刈り	100%	下刈り	100%	
	標準密度	2,000本以下	下刈り	100%	下刈り	100%	下刈り	100%	
		2,000本以下	下刈り	100%	下刈り	100%	下刈り	100%	

(注)

- 人工造林とは、人工林の伐採跡地の再造林及び耕作放棄地への造林のことをいう。
- 付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）とは、シカ被害防護施設のことをいい、再造林と一体的に行うものに限る。
- シカ被害防護施設とは、防護ネット及び単木保護ネットのことをいう。
- 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり **2,000本以下の植栽とする。ただし、やむを得ず植栽本数が1ヘクタール当たり2,000本を超える場合は、1ヘクタール当たり2,500本までの植栽に限り、造林事業において1ヘクタール当たり2,000本が適用される標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。また、保安林にあっては、指定施業要件で定められた本数が適用される標準経費に補助率を乗じた補助額を補助の上限とする。**
- 木材安定供給推進事業は、高知県木材安定供給推進事業費補助金交付要綱の別表第1「01 体質強化花粉削減」のうち「3 低コスト再造林対策」の事業を対象とする。
- 下刈りの対象林齢は、原則、5年生までとする。ただし、生育不良箇所については10年生まで補助対象とできるものとする。**なお、林業適地として指定される前の令和5年度以前に再造林が実施された箇所で行う下刈りについては、18パーセント又は22パーセントの補助を適用する。**
- 国有林の分収造林地は、林業適地を定める市町村森林整備計画の対象外であるため、当該森林と一体とみなすことができる周辺の森林が林業適地に設定されていることをもって林業適地とみなすことができる。**

(注)

- 人工造林とは、人工林の伐採跡地の再造林及び耕作放棄地への造林のことをいう。
- 付帯施設等整備（鳥獣害防止施設等整備）とは、シカ被害防護施設のことをいい、再造林と一体的に行うものに限る。
- シカ被害防護施設とは、防護ネット及び単木保護ネットのことをいう。
- 低密度植栽とは、1ヘクタール当たり **おおむね2,000本以下の植栽でこれを上限に支援する（ただし、保安林にあっては指定施業要件で定められた本数の植栽）。**

5～6 「略」

新旧対照表

新	旧
別表第 5 （第 3 条－第 8 条関係） 「略」	別表第 5 （第 3 条－第 8 条関係） 「略」
別表第 6 （第 3 条－第 8 条関係） 「略」	別表第 6 （第 3 条－第 8 条関係） 「略」
別表第 7 （第 3 条－第 8 条関係） 「略」	別表第 7 （第 3 条－第 8 条関係） 「略」
別記 第 1 号様式（第 4 条関係） 「略」	別記 第 1 号様式（第 4 条関係） 「略」
第 1 号様式（第 4 条関係） 附属同意書 「略」	第 1 号様式（第 4 条関係） 附属同意書 「略」
第 2 号様式（第 11 条関係） 「略」	第 2 号様式（第 11 条関係） 「略」
第 3 号様式（第 13 条関係） 「略」	第 3 号様式（第 13 条関係） 「略」
第 4 号様式（第 12 条関係） 「略」	第 4 号様式（第 12 条関係） 「略」
第 5 号様式（第 13 条関係） 「略」	第 5 号様式（第 13 条関係） 「略」
別紙 1－1－1、別紙 1－1－2、別紙 1－1－3 「略」	別紙 1－1－1、別紙 1－1－2、別紙 1－1－3 「略」
別紙 2－1－1、別紙 2－1－2、別紙 2－1－3 「略」	別紙 2－1－1、別紙 2－1－2、別紙 2－1－3 「略」
別紙 3－1－1、別紙 3－1－2、別紙 3－1－3 「略」	別紙 3－1－1、別紙 3－1－2、別紙 3－1－3 「略」

新旧対照表

新	旧
---	---

別紙 1－2－1

令和 年度 高知県森林資源循環利用促進事業費補助金（（2）再造林等支援事業）内訳書

申請 番号	施業 地番 号	施業地の所在				林業 適地	保安林	事業実施主体	森林所有者の住所及び氏 名	面積(h a) 延長(m)	樹種	植栽 本数	補助事業費 (実行経費)	補助金	申請 半期	区分
		市町村	大字	字	地番											
計																

- (注)
- 1「申請番号」、「施業地番号」及び「施業地の所在」欄は、造林事業・木材安定供給推進事業の内容と一致させてください。
- 2「区分」欄は、再造林の場合は「再」、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)の場合は「付(ネット)」、「付(単木保護)」)、下刈りの場合は下と回数「下〇回」を記入してください。
- 3「面積、延長」欄は、再造林又は下刈りの場合は、面積を記入してください。また、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)のうち、鳥獣害防止ネットの場合は延長を、鳥獣害防止チェーンの場合は面積を記入してください。
- 4「林業適地」欄は、林業適地又は林業適地外を記入してください。
- 5「保安林」欄は、保安林指定の有無と保安林の場合にあっては、指定施業要件に定められた植栽本数を記載してください。(例)有 3,000本/ha
- 6「別紙1－2－2」の附属明細書を添付してください。

別紙 1－2－2 「略」

第 6 号様式（第 6 条関係） 「略」

第 7 号様式（第 7 条関係） 「略」

別紙 1－3－1、別紙 1－3－2、別紙 3－3－1 「略」

別紙 1－4－1、別紙 1－4－2、別紙 1－4－3、別紙 1－4－4 「略」

別紙 2－4－1、別紙 2－4－2、別紙 2－4－3、別紙 2－4－4、別紙 2－4－5 「略」

別紙 3－4－1、別紙 3－4－2、別紙 3－4－3、別紙 3－4－4 「略」

別紙 1－2－1

令和 年度 高知県森林資源循環利用促進事業費補助金（（2）再造林等支援事業）内訳書

申請 番号	施業 地番 号	施業地の所在						事業 実施 主体	森林所有者の住所及び氏名	面積(h a) 延長(m)	樹種	植栽 本数	補助事業費 (実行経費)	補助金	申請 半期	区分
		市町村	大字	字	地番	他地番	林小班									
計																

- (注)
- 1「申請番号」、「施業地番号」及び「施業地の所在」欄は、造林事業・木材安定供給推進事業の内容と一致させてください。
- 2「区分」欄は、再造林の場合は「再」、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)の場合は「付(ネット)」、「付(チェーン)」)、下刈りの場合は下と回数「下〇回」を記入してください。
- 3「面積、延長」欄は、再造林又は下刈りの場合は、面積を記入してください。また、付帯施設等整備(シカ被害防護施設)のうち、鳥獣害防止ネットの場合は延長を、鳥獣害防止チェーンの場合は面積を記入してください。
- 4「別紙1－2－2」の附属明細書を添付してください。

別紙 1－2－2 「略」

第 6 号様式（第 6 条関係） 「略」

第 7 号様式（第 7 条関係） 「略」

別紙 1－3－1、別紙 1－3－2、別紙 3－3－1 「略」

別紙 1－4－1、別紙 1－4－2、別紙 1－4－3、別紙 1－4－4 「略」

別紙 2－4－1、別紙 2－4－2、別紙 2－4－3、別紙 2－4－4、別紙 2－4－5 「略」

別紙 3－4－1、別紙 3－4－2、別紙 3－4－3、別紙 3－4－4 「略」